

※下線部が前回検討会議以降の修正箇所

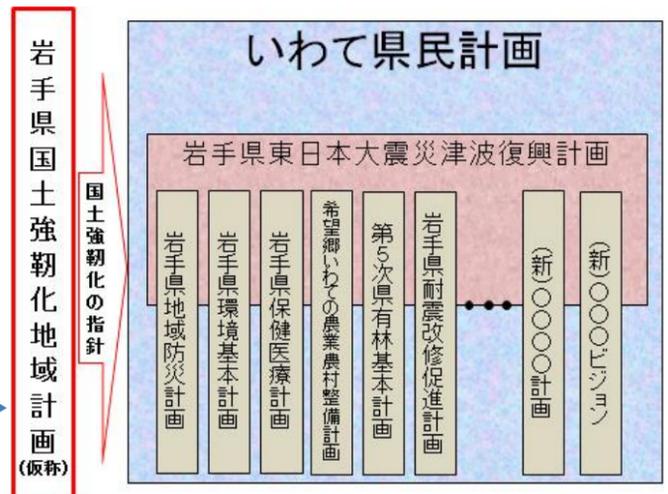
1 策定の趣旨

岩手県内に、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手の強靱化」を推進するための指針として策定。

2 位置付け

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」
(H25.12.11公布施行)
⇒国土強靱化の観点から、他の計画の指針(=アンブレラ計画)
■国土強靱化基本計画：
国が策定する(H26.6.3閣議決定)
■国土強靱化地域計画：
都道府県・市町村が策定できる

「岩手県国土強靱化地域計画」(仮称)位置付けイメージ図



3 策定の意義

- (1)あらゆるリスクを想定
大規模自然災害に対する様々な脆弱性の評価(いわば「健康診断」)を行い、対応が必要なあらゆる脆弱性を分野横断的、総合的に改めて検討し、関係者間で、危機感と取組の必要性を共有。
- (2)あらゆる対策を結集
従来の防災の範囲に止まらず、ハード・ソフト両面から、幅広い分野の総合的な対策を結集。
- (3)持続的成長の促進
地域コミュニティや地域経済の強靱化を通じ、人口減少問題にも対応し、地域社会の持続的成長を促進。

4 策定体制

- (1)庁内
 - ・政策会議：知事、副知事、各部局長が構成員。
 - ・政策会議幹事会：政策地域部長、各部局副部長が構成員。
 - ・岩手県国土強靱化地域計画連絡会議：庁内各部局企画担当課長等が構成員。
 - ・強靱化すべき施策分野別ワーキンググループ：各分野の庁内関係部局室課の担当者等が構成員。
- (2)庁外
 - ・岩手県国土強靱化地域計画検討会議：様々な分野の関係者が構成員。

5 策定スケジュール

平成27年度中に策定する。

6 計画の構成案(概要)

- | | |
|---------------|---|
| (1) 計画策定の趣旨等 | ①地域計画の趣旨 ②位置付け ③計画期間 |
| (2) 基本的な考え方 | ①基本目標 ②事前に備えるべき目標 ③基本的な方針 ④基本的な進め方 |
| (3) 対象とする自然災害 | ①地震 ②津波 ③火山噴火 ④風水害・土砂災害 ⑤雪害 ⑥その他 |
| (4) 脆弱性評価 | ①考え方 ②起きてはならない最悪の事態 ③強靱化すべき施策分野 ④実施手順 ⑤評価結果 |
| (5) 対応方策 | ①最悪の事態ごとの対応方策 ②施策分野ごとの対応方策 ③重点施策 |
| (6) 進捗管理 | ①推進体制 ②進捗管理と見直し(PDCAサイクルの徹底) |

7 策定手順

STEP1	基本目標・事前に備えるべき目標・基本的な方針の設定 (詳細は「別紙1」のとおり) 国の基本計画に即して、 (1)4つの基本目標 (2)7つの事前に備えるべき目標 (3)10の基本的な方針 を設定
STEP2	最悪の事態の設定 (1)対象とする自然災害(案) (詳細は「別紙2」のとおり) 県内で発生しうるあらゆる大規模自然災害を設定。 ①地震 ②津波 ③火山噴火 ④風水害・土砂災害 ⑤雪害 ⑥その他 (2)起きてはならない最悪の事態(案) (詳細は「別紙2」のとおり) 国の基本計画における45の起きてはならない最悪の事態を基に、岩手県の実情等を踏まえ、統合・組み替え等を行い、22の起きてはならない最悪の事態を設定。 (3)強靱化すべき施策分野(案) 国の基本計画における12の個別施策分野及び3つの横断的分野を基に、統合・組み替え等を行い、下記のとおり設定。 ・5つの個別施策分野 (①行政機能・情報通信 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④産業 ⑤国土保全・交通) ・3つの横断的分野を設定。 (①リスクコミュニケーション ②老朽化対策 ③人口減少・少子高齢化対策)
STEP3	脆弱性の分析・評価、課題の検討
STEP4	脆弱性の評価に基づいた対応方策の検討
STEP5	対応方策について重点化・優先順位付け

} 第2回検討会議において協議

} 第3回検討会議において協議

8 計画期間

- 平成28年度～平成32年度の5年間とする。
- ただし、必要に応じて、見直し作業を行う。

9 進捗管理と見直し

- 計画の進捗管理及び見直しを適切に行うための体制を別途整備し、PDCAサイクルの徹底を図る。
- 各種計画等の更新時期等には、当計画に基づき、国土強靱化の観点において必要な見直しを加える。

「岩手県国土強靱化地域計画」(仮称)における
基本目標、事前に備えるべき目標、基本的な方針
(案)

1 基本目標 (案)

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

(1) 人命の保護が最大限図られる

(2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

(3) 県民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる

(4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標 (案)

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

(1) 人命の保護を最大限図る

(2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行う

(3) 必要不可欠な行政機能を維持する

(4) 地域経済システムを機能不全に陥らせない

(5) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

(6) 制御不能な二次災害を発生させない

(7) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

3 基本的な方針（案）

（1）岩手県強靱化に向けた取組姿勢

- ① 東日本大震災津波の経験や人口減少問題などあらゆる側面から検討
岩手県の社会経済システムの存立を脅かす原因として何が存在しているのかを、東日本大震災津波の経験や人口減少問題をはじめとするあらゆる側面から検討し、取組にあたる。
- ② 経済社会システムの信頼性と活力を高め、東京一極集中からの脱却に寄与
災害に強い県土づくりを進めることにより、経済社会システムの信頼性と活力を高め、東京一極集中からの脱却に寄与する。
- ③ 潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化
岩手県が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

（2）適切な施策の組み合わせ

- ④ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ
ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ⑤ 関係者相互の連携強化
岩手県内における国の機関、県、市町村、民間事業者、住民等、関係者相互の連携協力により取組を進める。
- ⑥ 非常時のみならず平時にも有効活用
非常時のみならず、平時にも有効活用出来る対策となるよう工夫する。

（3）効率的な施策の推進

- ⑦ 資金の効率的使用により施策を重点化
人口減少等に起因する県民の需要の変化等を踏まえ、資金の効率的使用により、施策を重点化する。
- ⑧ 国の施策、既存の社会資本、PPP/PFIによる民間資金の活用
国の施策の積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、PPP/PFIによる民間資金の活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進する。

（4）岩手県の実態に応じた施策の推進

- ⑨ 東日本大震災津波の経験等を踏まえた施策の推進
東日本大震災津波の経験等を踏まえた、岩手県において想定される自然災害リスクの実態に応じた施策を推進する。
- ⑩ 将来、人口が減少した場合であっても、各地域において基本目標が達成出来る仕組みづくり

「岩手県国土強靱化地域計画」（仮称）において 対象とする自然災害、起きてはならない最悪の事態 （案）

1 対象とする自然災害（案）

特定の自然災害に限定せず、**県内で発生しうるあらゆる大規模自然災害**について、過去に大きな被害をもたらした規模を想定。

（原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外。）

	自然災害	想定する過去の主な災害〔発生日〕（規模） 【被害状況】
①	地震	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）〔H23. 3. 11〕 （M9.0 最大震度7 津波の高さ8.5m以上※） 死者・行方不明者数:5,802人 避難者:48,000人 家屋倒壊:25,716棟 産業被害額:8,294億円 公共土木施設被害額:2,573億円 停電:76万戸 ガス供給停止:9.4千戸 断水:18万戸 電話不通:6.6万回線
②	津波	
③	火山噴火	岩手山における山頂噴火〔1686年（貞亨3年）〕 〔 降灰・火山泥流等 〕
④	風水害・土砂災害	アイオン台風〔S23.9.16〕（最大日降水量285.2mm） 〔 死者・行方不明者数:709人 家屋倒壊:3,715棟 〕 床上浸水:15,774棟 床下浸水:14,157棟 土木被害:5,621ヶ所 農作物被害:60,000ha
⑤	雪害	豪雪災害〔S38.1.6〕（最大積雪3m） 〔 死者数:11人 土木（道路）被害:87ヶ所 〕
⑥	その他	三陸フェーン火災〔S36.5.30〕（異常乾燥下における林野火災） 〔 建物全焼:1,142棟 〕

等

※ 津波観測点で収録されていた記録を回収・分析した中で、最も高い値を記載。

2 起きてはならない最悪の事態（案）

国の基本計画における45の「起きてはならない最悪の事態」を基に、岩手県の地域特性、社会的状況を踏まえ、統合・組み替え等を行い、7つの「事前に備えるべき目標」に対し、22の「起きてはならない最悪の事態」を設定。

(目標) 1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命の保護を最大限図る	
1-1	地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
1-6	情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生
(目標) 2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行う	
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
2-5	被災地における感染症等の大規模発生
(目標) 3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する	
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
(目標) 4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域経済システムを機能不全に陥らせない	
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
4-2	食料等の安定供給の停滞
(目標) 5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る	
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
5-2	上下水道等の長時間にわたる供給停止
5-3	県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
(目標) 6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない	
6-1	ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
(目標) 7 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する	
7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-2	復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態